平成２３年（フ）第１７１号
長野市大字小鍋114番地184、住民票上の住所長野市豊野町豊野1962番地17
債務者　清水　秀樹
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２１号
長野市松代町東条2034番地　県住12号
債務者　髙野　正雄
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
兵庫県伊丹市西野５丁目305番地　県住西野高層202号、前住所兵庫県伊丹市西野１丁目240番地１　シャルマンコーポ伊丹１―104号
債務者　三谷　敏明
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２７３号
兵庫県川西市加茂１丁目２番５号
債務者　井上眞佐雄
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２７５号
兵庫県伊丹市西野３丁目93番地県住西野２―202号
債務者　吉岡　由美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２８６号
兵庫県伊丹市北伊丹２丁目98番地、前住所兵庫県川西市久代２丁目６番18号
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９０号
兵庫県川西市小花１丁目13番16―２号103
債務者　飯島　沙希
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９８号
兵庫県川西市久代４丁目５番24号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目10番地６―315
債務者　澄江　純志
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６４７号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目46番地の１ユニハイム園田２―302
債務者　和間　明美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６６３号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目１番31―504号、前住所香川県高松市昭和町２丁目２番２―41号
債務者　緒方　智一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１０号
兵庫県西宮市津田町５番10―820号
債務者　岸田　勝久
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６号
山口県山陽小野田市大字小野田3683番地１カレッジコートＤ棟203号
債務者　日高　忠志
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１１号
山口県山陽小野田市大字西高泊1191番地３市営住宅Ｄ棟203号
債務者　河口　浩美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第１１３号
山口県山陽小野田市大字埴生2161番地10
債務者　原田加津子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２６号
徳島県阿南市領家町野神310番地４
債務者　篠原　美香
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第６３１号
北九州市小倉北区泉台１丁目８番26―103号
債務者　田添　　宏
1　決定年月日時　平成23年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６９５号
北九州市小倉南区横代北町５丁目23番４号
債務者　野村　麻美
1　決定年月日時　平成23年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部